

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成23年10月3日

支出負担行為担当官

岩手労働局総務部長 加藤 博人

1 企画競争に付する事項

(1) 事業の名称

平成23年度 中小企業相談支援事業（最低賃金総合相談支援センター）

(2) 事業の目的

平成22年6月3日第4回雇用戦略対話での政労使合意により2020年度までの「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」とし、中小企業に対する支援等について、「円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援」を講じることを検討すべきであるとされ、さらに同年12月15日第6回雇用戦略対話での政労使合意により「平成22年6月の「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。」とされたところである。

最低賃金額の大幅な引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産性の向上等の経営改善を通じて各中小企業の賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制の見直しを図ることが課題となる。

このため、この課題に取り組む中小企業への支援として経営面と労働面の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる相談窓口を整備するため、中小企業庁等が実施する生産性向上等の経営改善に向けた支援事業等と連携を図りながら、従来から中小企業に対して生産性向上等の経営改善に係る相談・指導を実施している中小企業団体等に委託して、都道府県庁所在地（東京都においては特別区）に最低賃金総合相談支援センター（以下「センター」という。）（1カ所）を設置するための受託者を募集する。

(3) 事業の内容

最低賃金総合相談支援センター

最低賃金総合相談支援センターは、当局管内の中小企業を対象とし次の業務を行うものとする。

ア 経営面及び労働面の相談業務

イ 労働条件管理に係る専門家派遣業務

ウ 労働条件管理に係るセミナー開催業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「業務の提供等」のうち営業品目が「その他」でB、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納が無いこと（直近2年間の労働

保険料の未納がないこと)。

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3 契約候補者の選定

「平成23年度「中小企業相談支援事業(最低賃金総合相談支援センター)」に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成23年10月3日(月)～10月12日(水)
10:00～12:00、13:00～17:00
- (2) 場所 岩手労働局労働基準部賃金室
担当：高橋
岩手県盛岡市内丸7-25
TEL：019-604-3008(内線332)
FAX：019-604-1534

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年10月6日(木) 13時～
- (2) 場所 岩手労働局 盛岡合同庁舎 会議室
岩手県盛岡市内丸7-25
- (3) 出席人員 1者あたり2名までとする。

6 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話又はFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記【本件担当、連絡先】
- (2) 受付期間 平成23年10月11日(火)までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成23年10月12日(水)までに企画競争参加者に対してFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年10月14日(火)17時(時間厳守)
- (2) 提出先 岩手労働局労働基準部賃金室
担当：高橋
岩手県盛岡市内丸7-25
TEL：019-604-3008(内線332)
FAX：019-604-1534
- (3) 提出方法 原則として持参とする。郵送による場合は、提出期限までに必着で配達証明によること。

8 企画提案会の開催

- (1) 必要に応じて、企画提案会を平成23年10月21日(金)に開催する。企画提案会を開催する場合は、開催場所、説明時間等について、有効な企画書等を提出した者に対して、平成23年10月17日(月)までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

9 企画書の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10 その他

詳細は、「平成23年度「中小企業相談支援事業（最低賃金総合相談支援センター）」に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所：〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25

担当：岩手労働局労働基準部賃金室

担当：高橋

電話：019-604-3008（内線332）

FAX：019-604-1534

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 23 年 10 月 3 日

支出負担行為担当官
岩手労働局総務部長 加藤 博人

1 企画競争に付する事項

(1) 事業の名称

平成 23 年度 中小企業相談支援事業（最低賃金相談支援コーナー）

(2) 事業の目的

平成 22 年 6 月 3 日第 4 回雇用戦略対話での政労使合意により 2020 年度までの「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1000 円を目指すこと」とし、中小企業に対する支援等について、「円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援」を講じることを検討すべきであるとされ、さらに同年 12 月 15 日第 6 回雇用戦略対話での政労使合意により「平成 22 年 6 月の「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。」とされたところである。

最低賃金額の大幅な引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産性の向上等の経営改善を通じて各中小企業の賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制の見直しを図ることが課題となる。

このため、この課題に取り組む中小企業への支援として経営面と労働面の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる相談窓口を整備するため、中小企業庁等が実施する生産性向上等の経営改善に向けた支援事業等と連携を図りながら、従来から中小企業に対して生産性向上等の経営改善に係る相談・指導を実施している中小企業団体等に委託して、都道府県庁所在地（東京都においては特別区）に最低賃金総合相談支援センター（以下「センター」という。）（1カ所）を設置するほか、センターから遠隔地の中小企業の利便性を図るため設置する最低賃金相談支援コーナー（以下「コーナー」という。）の受託者を、以下の要領で募集する。

(3) 事業の内容

最低賃金相談支援コーナー

最低賃金相談支援コーナーは、対象地区の中小企業を対象として経営面及び労働面の相談業務を行うものとする。

労働条件管理に係る専門家の派遣については、最低賃金総合相談支援センターに要請するものとする。

(4) コーナーの設置地及び担当地域

コーナーは岩手県花巻市に設置することとし、担当地域は、花巻市、北上市、遠野市のうち宮守町、奥州市（前沢区、衣川区を除く。）、和賀郡、胆沢郡とする。

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 22・23・24 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役

務の提供等」のうち営業品目が「その他」でB、C又はD等級に格付けされている者であること。

- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納が無いこと（直近2年間の労働保険料の未納がないこと）。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3 契約候補者の選定

「平成23年度「最低賃金引上げに向けた中小企業相談支援事業」に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成23年10月3日（月）～10月12日（水）
10:00～12:00、13:00～17:00
- (2) 場所 岩手労働局労働基準部賃金室
担当：高橋
岩手県盛岡市内丸7-25
TEL：019-604-3008（内線332）
FAX：019-604-1534

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年10月6日（木） 13時～
- (2) 場所 岩手労働局 盛岡合同庁舎 会議室
岩手県盛岡市内丸7-25
- (3) 出席人員 1者あたり2名までとする。

6 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話又はFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記【本件担当、連絡先】
- (2) 受付期間 平成23年10月11日（火）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成23年10月12日（水）までに企画競争参加者に対してFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年10月14日（金）17時（時間厳守）
- (2) 提出先 岩手労働局労働基準部賃金室
担当：高橋
岩手県盛岡市内丸7-25
TEL：019-604-3008（内線332）
FAX：019-604-1534
- (3) 提出方法 原則として持参とする。郵送による場合は、提出期限までに必着で配達証明によること。

8 企画提案会の開催

- (1) 必要に応じて、企画提案会を平成23年10月21日（金）に開催する。企画書提案会

を開催する場合は、開催場所、説明時間等について、有効な企画書等を提出した者に対して、平成23年10月17日（月）までに連絡する。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

8 企画書の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

詳細は、「平成23年度「中小企業相談支援事業（最低賃金相談支援コーナー）」に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所：〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25

担当：岩手労働局労働基準部賃金室

担当：高橋

電話：019-604-3008（内線332）

FAX：019-604-1534

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 23 年 10 月 3 日

支出負担行為担当官

岩手労働局総務部長 加藤 博人

1 企画競争に付する事項

(1) 事業の名称

平成 23 年度 中小企業相談支援事業（最低賃金相談支援コーナー）

(2) 事業の目的

平成 22 年 6 月 3 日第 4 回雇用戦略対話での政労使合意により 2020 年度までの「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1000 円を目指すこと」とし、中小企業に対する支援等について、「円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援」を講じることを検討すべきであるとされ、さらに同年 12 月 15 日第 6 回雇用戦略対話での政労使合意により「平成 22 年 6 月の「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。」とされたところである。

最低賃金額の大幅な引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産性の向上等の経営改善を通じて各中小企業の賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制の見直しを図ることが課題となる。

このため、この課題に取り組む中小企業への支援として経営面と労働面の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる相談窓口を整備するため、中小企業庁等が実施する生産性向上等の経営改善に向けた支援事業等と連携を図りながら、従来から中小企業に対して生産性向上等の経営改善に係る相談・指導を実施している中小企業団体等に委託して、都道府県庁所在地（東京都においては特別区）に最低賃金総合相談支援センター（以下「センター」という。）（1カ所）を設置するほか、センターから遠隔地の中小企業の利便性を図るため設置する最低賃金相談支援コーナー（以下「コーナー」という。）の受託者を、以下の要領で募集する。

(3) 事業の内容

最低賃金相談支援コーナー

最低賃金相談支援コーナーは、対象地区の中小企業を対象として経営面及び労働面の相談業務を行うものとする。

労働条件管理に係る専門家の派遣については、最低賃金総合相談支援センターに要請するものとする。

(4) コーナーの設置地及び担当地域

コーナーは岩手県一関市に設置することとし、担当地域は、一関市、奥州市のうち前沢区、衣川区、西磐井郡、東磐井郡とする。

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 22・23・24 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役

務の提供等」のうち営業品目が「その他」でB、C又はD等級に格付けされている者であること。

- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納が無いこと（直近2年間の労働保険料の未納がないこと）。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3 契約候補者の選定

「平成23年度「最低賃金引上げに向けた中小企業相談支援事業」に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成23年10月3日（月）～10月12日（水）
10:00～12:00、13:00～17:00
- (2) 場所 岩手労働局労働基準部賃金室
担当：高橋
岩手県盛岡市内丸7-25
TEL：019-604-3008（内線332）
FAX：019-604-1534

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成23年10月6日（木） 13時～
- (2) 場所 岩手労働局 盛岡合同庁舎 会議室
岩手県盛岡市内丸7-25
- (3) 出席人員 1者あたり2名までとする。

6 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話又はFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記【本件担当、連絡先】
- (2) 受付期間 平成23年10月11日（火）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成23年10月12日（水）までに企画競争参加者に対してFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年10月14日（金）17時（時間厳守）
- (2) 提出先 岩手労働局労働基準部賃金室
担当：高橋
岩手県盛岡市内丸7-25
TEL：019-604-3008（内線332）
FAX：019-604-1534
- (3) 提出方法 原則として持参とする。郵送による場合は、提出期限までに必着で配達証明によること。

8 企画提案会の開催

- (1) 必要に応じて、企画提案会を平成23年10月21日（金）に開催する。企画書提案会を

開催する場合は、開催場所、説明時間等について、有効な企画書等を提出した者に対して、平成23年10月17日(月)までに連絡する。
(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

8 企画書の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

詳細は、「平成23年度「中小企業相談支援事業(最低賃金相談支援コーナー)」に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所：〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25

担当：岩手労働局労働基準部賃金室

担当：高橋

電話：019-604-3008 (内線332)

FAX：019-604-1534